

地方税法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

改正案	現行
<p>（法第七十二条の百十四第三項の総務省令で定める額）</p> <p>第七条の二の九 法第七十二条の百十四第三項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。</p> <p>一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口又はこれに</p>	<p>（法第七十二条の百十四第三項の総務省令で定める額）</p> <p>第七条の二の九 法第七十二条の百十四第三項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。</p> <p>一 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した平成十七年十月一日 現在における人口又はこれに</p>

相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。)を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二略

(政令第三十五条の二十第一項第二号の人口)

第七条の二の十一 政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

(法第七十二条の百五十一項の人口)

第七条の二の十四 法第七十二条の百五十一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町村の人口は、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令第七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村(特別区を含む。次条において同じ。)の人口を告示したときは、その人口とする。

相当する人口として総務大臣が別に定める人口をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。)を当該都道府県の人口で除して得た率を乗じて得た額

二略

(政令第三十五条の二十第一項第二号の人口)

第七条の二の十一 政令第三十五条の二十第一項第二号の人口は、国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

(法第七十二条の百五十一項の人口)

第七条の二の十四 法第七十二条の百五十一項に規定する最近の国勢調査の結果による各市町村の人口は、国勢調査令によつて調査した平成十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令第七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が市町村(特別区を含む。次条において同じ。)の人口を告示したときは、その人口とする。

第二条による改正（地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号））

改正案	現行
<p>（法第三十三条第一項の人口）</p> <p>第一条 地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十二年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。</p>	<p>（法第三十三条第一項の人口）</p> <p>第一条 地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。</p>